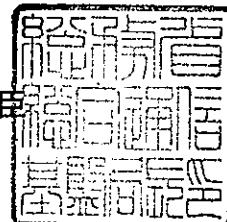




総基事第12号  
平成27年2月27日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長  
吉良 裕臣



### FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)

日本電信電話株式会社が平成26年5月に発表した、貴社及び西日本電信電話株式会社が提供するFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(以下「サービス卸」という。)については、情報通信審議会より答申(平成26年12月18日情通審第47号。以下「答申」という。)がなされ、「料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適當」等の指摘がなされたところである。

これらを踏まえ、総務省は、サービス卸について、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の現行規定の適用関係を明確化することを目的として、意見公募手続を行った上で、別添のとおり、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(以下「サービス卸ガイドライン」という。)を本日策定したところである。

サービス卸の提供については、電気通信事業法の遵守に加えて、サービス卸ガイドライン、答申、日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件等を踏まえた対応が求められるところであり、総務省としては、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分に確保するとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、その利用実態等を把握して市場動向の分析を行う必要等があることから、下記の事項に関して対応及び報告を求めることとし、その旨要請する。

#### 記

##### 1 サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応

サービス卸の提供に関して、サービス卸ガイドラインの記載(特に5(別表)(1)の各項目)を踏まえて対応するとともに、サービス卸ガイドライン5(別表)(1)の各項目、日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保(※1)等を踏まえた対応状況について、本事業年度末時点のものから、毎事業年度経過後速やかに、その事業年度の状況を報告すること。

※1 日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保とは、次

の①から③までのとおりである。

- ① 公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋  
「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
- ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋  
「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
- ③ 答申抜粋  
「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

また、サービス卸ガイドラインの策定を踏まえ、貴社と契約関係にある全ての卸先事業者(貴社からサービス卸の提供を受ける電気通信事業者をいう。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインについて、主としてサービス卸ガイドライン5(別表)(2)の各項目(卸先事業者が支配的な電気通信事業者である場合は、5(別表)(3)の各項目)及びサービス卸ガイドライン6(特に、「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参考すべきことを明示して、周知すること。

## 2 サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保

サービス卸の料金その他の提供条件に関して、当分の間、公正競争への影響が大きいことが想定される、移動通信事業者(MNO)、貴社の関係事業者(※2)のうち電気通信事業の売上高(収益)が総売上高(収益)の過半を占める者及び卸契約数が50万回線以上ある卸先事業者(※3)との個別契約の内容を、契約締結後、速やかに報告すること。

※2 貴社の関係事業者とは、卸先事業者であって、貴社の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)であるもの、貴社を子会社とする親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)であるもの又は当該親会社の子会社であるものをいう。

※3 卸契約数が50万回線に達した時点で報告の対象事業者となる。

## 3 サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告

サービス卸の利用実態に関して、本事業年度末時点のものから、当分の間、毎四半期経過後速やかに、その四半期末の次の項目について報告すること。

- ① 卸契約数の総数
- ② 卸契約数の都道府県別の分計
- ③ 卸先事業者の数及び名称
- ④ 卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数

### (留意事項)

1から3までの報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、貴社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上